

標準的な手続の流れ（概要）

※ 手続の詳細はガイドライン本文を御確認ください。

4月



① 事前相談（4月～）

保育所の利用について市役所に相談を行い、主治医意見書、相談票等を提出します（保育所の見学等も適宜行います）。

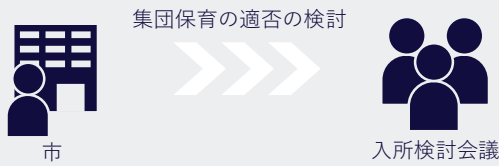


5月

6月

7月

8月



② 集団保育の適否の検討（7～8月頃）

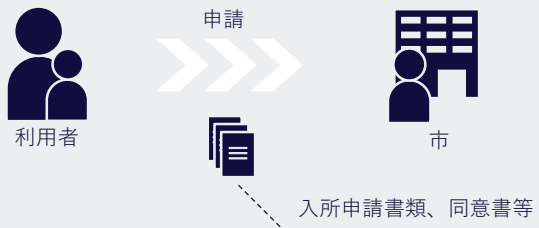
市は入所検討会議を開催し、集団保育が適当であるか検討します。



9月

10月

11月



③ 入所申請（10～11月頃）

集団保育が適当であると認められたら、市役所に保育所の入所申請を行います。



12月

1月

2月

3月



④ 医療的ケア実施の依頼（2～3月頃）

保育所利用が内定したら、市役所に依頼書、指示書等を提出します。



4月



⑤ 保育所利用開始（4月～）

保育所では、看護師が実技研修を修了し、児童への医療的ケアを実施します。